

「魔女とジェンダー」をテーマに大会を開催して

野口 芳子

(大会実行委員長)

2004年9月11日、日本ジェンダー学会第8回大会が「魔女とジェンダー」というテーマで武庫川女子大学で開催された。事前に新聞各紙（朝日、日経、毎日、神戸）で紹介されたおかげで、一般の人々の参加が多く、学会員を含めた参加者は200名強に達した。

大会の基調講演には国際交流基金の助成を得て魔女裁判の著名な研究者イングリット・アーレント＝シュルテ博士をドイツから招へいした。博士はフリーの歴史家で、大学や展覧会など様々な分野で幅広く活躍している学者である。彼女は近世初期ドイツにおける魔女迫害の実態を被害者側に焦点を当てて実証的研究をした草分け的存在である。

大会は基調講演と2つのシンポジウムで構成され、昼休と総会がその間に入る。基調講演は「なぜ女性が魔女として焼き殺されたのか—16・17世紀ドイツにおける魔女裁判—」という題で行われた。通訳は小山真理子氏が担当した。午前のシンポジウム「文化の中の魔女像」では橋木郁子氏がコーディネーターを務め、3人の研究者が報告した。

1. 絵画の中の魔女像（向井順子 京都大学大学院卒 西洋史学研究者）
2. 伝承文学の中の魔女像（野口芳子 武庫川女子大学 ドイツ大学）
3. 法律の中の魔女像（三成美保 摂南大学 西洋法制史）

午後のシンポジウム「現代の魔女問題」のコーディネーターは伊藤公雄氏で、報告者は次の2人である。

1. 労働における女性差別（白藤栄子 住友電工）
2. 母性という名もとの抑圧（木脇奈智子 羽衣学園短期大学 家族社会学）

基調講演では西洋キリスト教社会の中でなぜ主として女性に魔女罪が着せられたのか、その理由について述べられた。キリスト教教会はキリスト教以前の伝統を悪魔化し犯罪化したので、呪術に長けた女性は害悪をもたらす異端者であり、悪魔の情婦であり、神の敵であると見なされた。この考えは15世紀以降、神学や法学論争で広まり、女性には悪魔と結託しやすく、道徳的に弱く、悪や復讐を好む傾向があり、性的衝動があるとされた。民衆の間では、女性の持つ能力ゆえに魔術は女性のもつものとされた。女たちは争いが生じると呪術の知識を武器にして密かに相手に危害を加えたとして告訴された。裁判で女性被疑者たちは、魔女は悪魔と結託して悪事をなすという学識者の持つ魔女像に自らを一致させるよう強いられた。魔女は社会全体が関与した訴訟の中で作り出されたものであり、魔女に関する神学的解釈と民衆の解釈がジェンダー観と結び付いて生じたものなのである。

向井順子氏は絵画の中の魔女像がエロティックな存在として描かれている理由を問う。キリスト教は性的欲望を悪としているので、男性が性的衝動を覚えた際に感じる罪の意識を女性に責任転嫁すること、つまり女が誘惑したとみなすことで解消しようとした。そのために悪の体現者とされた魔女は、性的に放埒なイメージが強調されたのである。魔女狩りが下火になるにつれて、魔女の凶

像は次第に寓意的なものに変化していき、魔女信仰の愚かさを揶揄したゴヤのような絵画が登場する。注目すべきは、男性も魔女罪で殺されたのに、絵画の描くエロティックな魔女には男の姿はないということだ。性的衝動を引き起こさせる男は絵画の中には存在しないのである。

野口芳子は伝承文学の中の魔女像についてグリム兄弟が編集したグリム童話集とドイツ伝説集を中心に調べた。その結果、メルヒェンや伝説に登場する魔女は「醜い老婆」に固定され若い美女の出現はない。この傾向は他の伝承文学にもみられる。一方、創作文学の世界では美女が魔女として描かれている。この相違は何を意味しているのだろうか。伝承文学と創作文学の担い手の相違からくる落差であろうか。文学が男の世界であったのに対して、口承文学の世界は女性も参入可能な世界であった。両性により解釈が異なる「魔女像」には、多くのジェンダー問題が秘められている。

三成美保氏は近世刑事司法における魔女裁判の意味をジェンダーの視点から検討する。魔女裁判では女性を「非合法」な性への衝動を本性的に有する存在として定式化した。魔女罪の核心をなす「悪魔との契約」は、「非合法的な性行為」の実践により成立し、セクシュアリティが重要な要素となった。学識法曹たちは手続きの厳格さに腐心し、恣意的な裁判を批判し、「例外犯罪」という定義を編み出した。それによって「キリスト教的ジェンダー規範」と「身分的ジェンダー規範」の間の亀裂を合理的に埋めようとしたのだが、結果的にそれは魔女裁判の非合理性を正当化する手段となったのである。

白藤栄子氏は住友電工男女賃金差別訴訟において勝訴といえる和解勧告を勝ち取った。高卒男女間の処遇の著しい格差に疑問を持ち提訴した。1969年に事務職で入社した高卒男性は全員が8年で専門職に転換し、22年で管理職へ昇進したが、女性は転換の対象外で事務職のまま。直属課長が同期男性で賃金格差は月収で24万円以上になる。会社側は高卒事務職でも男性は幹部候補要員として「全社採用」したが、女性は一般事務として「事務所採用」した。これは採用区分の違いであり男女差別ではないと主張した。一審判決はこれは男女差別で憲法14条に反するが、1965年当時の公序良俗違反とはいえないとした。この結果を国際機関に訴えると国連女性差別撤廃委員会などが動き、大阪高裁では一審判決を否定する内容の和解勧告前文が添えられ、請求になかった昇格も実現した。男女差別と戦う女性が和解で実質勝訴したことは勇気ある一歩といえる。

木脇奈智子氏は母性という名もとの抑圧について報告した。労働の場で女性が差別されるのは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業が支持され、女性に子育てが押しつけられた結果であるが、母親のみによる子育て形態は決して普遍的なものではない。近代以前の村落共同体や親族ネットワークによる子育てから、母親だけによる孤独な子育てへと方向転換した結果なのだ。ジェンダー化された子育ては様々な問題をはらむ。現在地方自治体や企業が各種の子育て支援策を打ち出しているが、母親だけに頼らない「次世代育成力」の再構築が必要だという社会認識がもたれたことの意味は大きい。だが、末子が3才以下で就労継続している女性が3割に満たない現状を見るとまだまだ楽観視できない。

最後に実行委員長として、この大会を開いた動機と意図について簡単に述べておく。

魔女裁判は西洋キリスト教社会にのみ起こった主として女性に向けられた迫害だ。なぜ女性なのか、どんな女性なのかという問題に一度正面から立ち向かう必要があると思ったのが、この大会を開いた動機である。絵画や文学や法律といった文化一般がジェンダー規範に強く支配されており、両性の価値観ではなく、支配するジェンダー（男性）の価値観でのみ表現されていることを認識す

る必要がある。魔女問題はそのことを認識させてくれる格好のテーマである。文化が両性の価値観で形成されるようになれば、「労働の場における女性差別問題」や「母性という名のもとの抑圧」も解消に向かうだろう。逆に言えば、男性のみの価値観で文化が形成され続ける限り、ジェンダー問題の真の解決はないし、両性が互いを対等な人間として尊重し合う社会の実現もないのである。